諮問番号:平成30年度諮問第3号

答申番号:平成30年度川行審答申第6号

#### 答 申 書

# 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

## 第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
- (1)審査請求の趣旨

処分庁(川崎市長)が平成29年10月16日付けで審査請求人に対して行った平成27年度、平成28年度及び平成29年度の市民税・県民税税額決定処分(3件併せて以下「本件処分」という。)を取り消す、との裁決を求める。

# (2) 審査請求の理由

ア 住民登録地である川崎区で市県民税を課税されているから本件処分 は二重課税である。

- イ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の市 (以下「政令市」という。)の区を東京都の特別区と同列に扱う地方税 法(昭和25年法律第226号) 第737条第1項を適用して行った本 件処分は違法・違憲である。
- ウ 住民登録地以外の区で事業者のみ課税されるのは給与所得者である 市民と比較して不平等で憲法第14条違反である。

#### 2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方 本件審査請求は棄却されるべきである。

# (2) 理由

ア 審査請求人に対する本件処分は市民税・県民税の均等割に関する課 税要件を満たすか

審査請求人は、川崎市川崎区に住民登録があり、当該住民登録地で平成27年度から平成29年度まで市民税・県民税の所得割額及び均等割額が課税されている。

一方、審査請求人が提出した平成26年分、平成27年分及び平成2

8年分の確定申告書には収支内訳書が添付され、川崎市多摩区にある 事業所について経費が計上されており、審査請求人は当該事業所を有 しているものと解される。

住民登録地以外に事務所、事業所又は家屋敷を有していることによる市民税・県民税の課税(以下「事業所課税」という。)は、市町村内に住所を有しない者であっても、事務所等を有する者については、それだけ多くの行政サービスを受けているとの応益関係に立つことに着目して均等割を課しているものであると解される。

また、政令市の場合、地方税法第737条第1項により、市町村民税及び道府県民税に関する規定の準用及び適用については、区の区域は一の市の区域とみなされることから、川崎区に住所があり多摩区に事業所を有する審査請求人が、川崎区に住所を有することによる市民税・県民税の課税とは別に、多摩区の当該事業所について、事業所課税の対象として、市民税及び県民税の均等割の納税義務者であることに疑いの余地はない。

## イ 賦課決定の期間制限及び課税額について

本件処分は、処分庁が、平成29年8月以降、審査請求人への照会などの調査を行った上で、同年10月16日付けで行ったもので、地方税法第41条第1項及び市税条例第25条の3第2項に基づき、市民税と併せて県民税についても課税しているものである。

地方税の賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以後はすることができず(地方税法第17条の5第3項)、本件処分に係る課税は市民税・県民税共に均等割のみであるから、法定納期限は6月末日であり(地方税法第320条及び市税条例第27条第1項)、本件処分がなされた平成29年10月16日時点では、平成27年度、平成28年度及び平成29年度の3年分を賦課徴収することができる。

また、当該各年度の均等割額は、市民税3,500円、県民税1,800円の計5,300円であり、審査請求人から提出された市民税・県民税税額決定・納税通知書の写しに記載された税額はこれと一致していることが確認できる。

よって、本件処分は地方税法等の法令の規定に従い適正に行われているものと認められ、違法又は不当な点は見当たらない。

#### ウ 審査請求人の主張について

## (ア) 二重課税であるとの主張について

事業所課税は、住所を有していることによる応益関係とは別に、事

業所等を有していることによる応益関係に着目して課されているもので、住所を有する者に対する課税とは課税の根拠も対象となる納税義務者も異なる。

審査請求人の場合、同じ川崎市内ではあっても、政令市の区の区域は一の市の区域とみなされる(地方税法第737条第1項)結果、川崎区に住所を有していることによる課税(地方税法第294条第1項第1号及び第24条第1項第1号)とは別に、多摩区に事業所を有していることにより課税される(地方税法第294条第1項第2号及び第24条第1項第2号)のであって、本件処分はあくまで事業所に係るもので、事業所を有する者としての課税であるから、二重課税であるとは考えられない。

(イ) 政令市に地方税法第737条第1項を適用して行った本件処分は 違法・違憲であるとの主張について

上記アでみたように、審査請求人が事業所課税の課税要件に該当することに疑いの余地はなく、本件処分は、住所を有していることによる課税とは別に、課税根拠の異なる別の課税を同じ川崎市長(処分庁)が行っているもので、区に課税権を認めているものではない。

そもそも租税法は強行法であるから、課税要件が充足されている限り、課税行政庁には租税減免の自由はなく、また租税を徴収しない自由もなく、法律で定められたとおりの税額を徴収しなければならないものであり、法律の根拠に基づくことなしに、租税の減免や徴収の猶予を行うことは許されない(最高裁昭和49年9月2日第一小法廷判決(昭和43年(行ツ)第10号/昭和43年(行ツ)第11号)及び横浜地裁昭和56年1月26日判決(昭和53年(行ウ)第7号))。

審査請求人の主張は、地方税法の規定自体が不合理で憲法違反であるとの主張に帰着するものと考えられるが、処分庁が行った処分の基となった法律自体の合理性や違憲性を判断することは、審査庁の権限に属さないものであって、審理の限りではない。

(ウ) 住民登録地以外の区で事業者のみ課税されるのは憲法第14条違 反であるとの主張について

上記(ア)でみたように、事業所課税は、事業所等を有していることによる応益関係に着目して、当該事業所等を有する者に対して負担を求めるもので、事業所等を有しておらず住所を有しているだけの市民とは取扱いを異にする規定となっている。本件処分は、このよ

うな事業所課税を、住所のある川崎区とは別に多摩区に事業所を有している審査請求人に課するものであるが、すでに検討したように、本件処分は地方税法等の法令の規定に従い適正になされているものと認められるから、これが給与所得者に比し不平等であって憲法第14条に違反するとの審査請求人の主張は、上記(イ)と同様、地方税法等の規定自体の違憲性を主張するに等しく、審査庁は判断する権限を持たないものである。

エ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性の有無について その他上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当な点は 認められない。

# 第3 審理員意見書の要旨

- 裁決についての考え方
  本件審査請求は棄却されるべきである。
- 2 理由

上記第2 2(2)と同様

#### 第4 調査審議の経過

平成30年11月 5日 諮問の受付

同月30日 第1回審議

同年12月17日 口頭意見陳述、第2回審議

平成31年 2月21日 第3回審議

## 第5 審査会の判断の理由

- 1 審理手続の適正性について 本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。
- 2 審査会の判断について

次の理由により、本件審査請求は棄却されるべきである。

(1)審査請求人に対する本件処分は市民税・県民税の均等割に関する課税 要件を満たすか

審査請求人は、住民登録地である川崎市川崎区において平成27年度から平成29年度まで市民税・県民税の所得割額及び均等割額が課税されているとともに、審査請求人が提出した平成26年分、平成27

年分及び平成28年分の確定申告書によると、川崎市多摩区に事業所を有しており、地方税法第737条第1項の規定により、川崎区に住所を有することによる市民税・県民税の課税とは別に、多摩区の当該事業所について、事業所課税の対象として、市民税及び県民税の均等割の納税義務者であることが認められる。

#### (2) 賦課決定の期間制限及び課税額について

第2の2(2)イのとおり、本件処分がなされた平成29年10月16日時点では、審査請求人に対しては、平成27年度、平成28年度及び平成29年度の3年分を賦課徴収することができ、当該各年度の均等割額は、市民税3,500円、県民税1,800円の計5,300円であり、審査請求人から提出された市民税・県民税税額決定・納税通知書の写しに記載された税額はこれと一致していることが確認できる。

よって、本件処分は地方税法等の法令の規定に従い適正に行われているものと認められ、違法又は不当な点は見当たらない。

#### (3) 審査請求人の主張について

ア 二重課税であるとの主張について

事業所課税は、住所を有する者に対する課税とは課税の根拠も対象となる納税義務者も異なるものである。審査請求人の場合、同じ川崎市内ではあっても、政令市の区の区域は一の市の区域とみなされる(地方税法第737条第1項)結果、川崎区に住所を有していることによる課税(地方税法第294条第1項第1号及び第24条第1項第1号)とは別に、多摩区に事業所を有していることにより課税される(地方税法第294条第1項第2号及び第24条第1項第2号)のであって、本件処分はあくまで事業所に係るもので、事業所を有する者としての課税であると認められる。したがって、本件処分をもって二重課税であるとはいえない。

イ 政令市に地方税法第737条第1項を適用して行った本件処分は 違法・違憲であるとの主張について

上記(1)でみたように、審査請求人に対する事業所課税はその課 税要件を満たすと認められる。

審査請求人の主張は、地方税法の規定自体が不合理で憲法違反であるとの主張に帰着するものと考えられる。そして、当審査会は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の適否を調査審議する諮問機関であって、処分の根拠となった法令の合憲性を判断する権限を有さないと考えられる。したがって、本審

査会は、地方税法第737条第1項の違憲性の主張については判断 をしない。

ウ 住民登録地以外の区で事業者のみ課税されるのは憲法第14条違 反であるとの主張について

審査請求人の主張は、上記イと同様、地方税法等の規定自体の違憲性を主張するに等しく、当審査会は、処分の根拠となった法令の合憲性を判断する権限を有するものではないと考える。したがって、本審査会は、この点についても判断をしない。

# (4) その他

処分庁はその主張において、事業所課税は、住所を有していることによる応益関係とは別に、事業所等を有していることによる応益関係に着目して課されるものであり、また、地方税法第737条第1項の規定により政令市の区の区域は一の市の区域とみなされるため、政令市においては住民登録がある区以外の区に事業所を有する場合、市民税・県民税の均等割が課されるとしている。

しかし、政令市に住所を有する個人が、同市内の同一の区内に事業所も有する場合には、当該事業所に係る市民税・県民税の均等割は課されないのに対し、同市内の他の区内に事業所を有する場合には、その事業所に係る市民税・県民税の均等割が課されることになる。このような課税上の取り扱いの区別は、事業所を有していることによる応益関係によって説明することは困難であって、その合理性には疑問が残る。この問題に関わって、地方税法第737条第1項の立法趣旨について審査庁に説明を求めたが、適切な資料がなく十分な説明を得ることはできなかった。しかしながら、租税立法については、立法府の政策的、技術的な判断にゆだねられる部分が大きいこと(最大判昭和60年3月27日民集39巻2号247頁)、そして前述のように、当審査会は処分の根拠となった法令の合憲性を判断する権限を有するものではないと考えるので、上記のような疑問を表明するにとどめる。

川崎市行政不服審査会

委員(部会長)人見剛委員諫山明子委員高柳